

地方厚生（支）局医療課長
 都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）長
 都道府県後期高齢者医療主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C 対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成24年4月22日に提出すべき、平成24年3月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成24年6月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
国立大学法人三重大学医学部附属病院 三重県津市江戸橋2-174	平成24年6月1日から 平成24年6月30日まで
市立豊中病院 大阪府豊中市柴原町4丁目14番1号	
松山赤十字病院 愛媛県松山市文京町1番地	
埼玉医科大学国際医療センター 埼玉県日高市山根1397-1	
公益財団法人 がん研究会 有明病院 東京都江東区有明3丁目8番31号	
市立函館病院 北海道函館市港町1丁目10番1号	

病 院 名	適 用 期 間
独立行政法人労働者健康福祉機構 旭労災病院 愛知県尾張旭市平子町北61	平成24年6月1日から 平成24年6月30日まで
医療法人社団明生会琴似ロイヤル病院 北海道札幌市西区八軒2条西1丁目1-1	
佐藤胃腸科外科病院 岡山県倉敷市田ノ上732	
兵庫県立姫路循環器病センター 兵庫県姫路市西庄甲520番地	
医療法人社団三喜会横浜新緑総合病院 神奈川県横浜市緑区十日市場町1726-7	
市立小樽病院 北海道小樽市若松1-2-1	